

物品調達等及び委託役務競争入札参加資格承継承認事務取扱要領

平成25年7月1日制定

令和7年1月31日改正

令和7年4月28日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格の承継及びその承認事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達等 東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等をいう。
- (2) 委託役務 選定規程第2条第4号に規定する委託役務をいう。
- (3) 競争入札参加資格 物品調達等及び委託役務に係る競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (4) 承継 競争入札参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている競争入札参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させることをいう。
- (5) 資格要件 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札参加資格に関し定めた競争入札参加に必要な要件をいう。
- (6) 承継人 競争入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
- (7) 被承継人 承継人に対し、競争入札参加資格を承継させる者をいう。

(基本的要件)

第3条 競争入札参加資格の承継は、原則として次の各号のいずれにも該当する場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該承継を希望する競争入札参加資格に係る営業（以下「営業」という。）の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。
 - (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する競争入札参加資格に係る資格要件（承継の承認を申請する時点における直近の告示により定めたものとする。）を満たしていること。
 - (3) 当該承継を希望する競争入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該競争入札参加資格に関し被承継人が受けた許可等の効力が失われる以前において承継人が当該許可等を受けていること。
- 2 前項の規定により市長が競争入札参加資格の承継を承認し、又はしない場合の例示は、別表第1のとおりとする。

(申請手続)

第4条 競争入札参加資格の承継を申請しようとする被承継人及び承継人（以下「申請者」という。）は、前条第1項の要件の全てに該当する場合には、第1号から第3号までに掲げる書類に、第4号から第7号までに掲げる場合にに応じた書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格承継承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 承継を受けようとする競争入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書及びその申請書に添付すべき書類（別表第2に掲げる書類。ただし、第4号から第7号までに掲げる書類と重複する場合又は市長が必要でないとする場合は、これらの全部又は一部を省略することができる。）

- (3) 承継を希望する競争入札参加資格の一部について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書
- (4) 競争入札参加資格を有する者が営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し、又は承継させ、当該営業を譲受又は承継した者が当該営業に係る競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ア 営業譲渡契約書又は会社分割契約書の写し
 - イ 営業譲渡契約又は会社分割契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（譲受人及び譲渡人）
 - ウ 定款（譲受人のみ）
 - エ 公正取引委員会届出受理書の写し（譲受人及び譲渡人。ただし、届出が必要な場合に限る。）
 - オ 承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する許可（登録）証明書の写し（譲受人のみ）
 - カ 商業登記簿謄本又はその写し（譲受人のみ）
 - キ 代表者の印鑑登録証明書又はその写し（譲受人のみ）
 - ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（譲渡人のみ）
 - ケ 直近の決算書の写し（譲受人及び譲渡人）
- (5) 競争入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ア 合併契約書の写し
 - イ 合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（存続会社及び消滅会社）
 - ウ 合併後の定款（存続会社のみ）
 - エ 公正取引委員会届出受理書の写し（存続会社及び消滅会社。ただし、届出が必要な場合に限る。）
 - オ 承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する許可（登録）証明書の写し（存続会社のみ）
 - カ 合併後の商業登記簿謄本又はその写し（存続会社のみ）
 - キ 合併後の印鑑登録証明書又はその写し（存続会社のみ）
 - ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（消滅会社のみ）
 - ケ 直近の決算書の写し（存続会社及び消滅会社）
- (6) 競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続によりその者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ア 戸籍謄本又はその写し（相続人及び被相続人）
 - イ 引継直前日（被相続人の死亡日）までの仮決算書の写し
 - ウ 引継時の貸借対照表の写し
 - エ 関係相続人の同意書（営業権の相続同意）の写し
 - オ 承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する登録証明書の写し
 - カ 被相続人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの
- (7) 競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ア 移転財産に関する引継書の写し
 - イ 法人設立直前日までの仮決算書の写し（廃業する個人のみ）
 - ウ 法人の営業開始時の貸借対照表の写し（新設法人のみ）
 - エ 承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する登録証明書の写し（新設法人のみ）
 - オ 商業登記簿謄本又はその写し（新設法人のみ）
 - カ 定款（新設法人のみ）

キ 印鑑登録証明書又はその写し（新設法人のみ）

ク 廃業する個人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの（廃業する個人のみ）

2 前項の規定による書類の提出は、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「システム」という。）を用いる申請をいう。以下同じ。）の方法を用いて行うことができる。この場合において、申請者は、システムで定める様式によって作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることをもって、当該書類を提出したものとみなす。

（承継の承認）

第5条 市長は、申請者から申請があったときは、その内容を審査し、適正であると判断した場合には、競争入札参加資格承継承認通知書（別記様式第2号）により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、申請者に対し、必要に応じ営業の移転に至った理由、経緯等について説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとする。

3 承継の承認の通知に当たっては、庁内への周知等発注事務上必要のある場合には、承継の効力を生じる日をあらかじめ指定するものとする。

（資格者名簿の取扱い）

第6条 競争入札参加資格の承継の承認後は、資格者名簿に所要の変更を行う。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、競争入札参加資格の承継の承認に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 承継を認める場合の例示（第3条第1項各号の全てに該当することを必須とする。）

- (1) 競争入札参加資格を有する者が営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲受した者が当該営業に係る競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 競争入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) 前各号に類する場合

2 承継を認めない場合の例示（第3条第1項各号に該当しないものとして取扱う。）

- (1) 物品調達等と委託役務を併業する者から、物品調達等の営業のみを譲受された場合で、物品調達等の競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) いわゆる「暖簾分け」により競争入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 第4条第6号に該当する場合で、承継の承認申請時期が、被相続人が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき。
- (4) 第4条第7号に該当する場合で、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌々日から起算して5か月を経過しているとき。

別表第2（第4条関係）

第4条第2号に規定する承継を受けようとする競争入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書及びその申請書に添付すべき書類

- 1 物品役務等競争入札参加資格審査申請書
 - (1) 様式第1号 [A]、[B-1]、[B-2]、[B-3]、[B-4]、[C-1]、[C-2]、[D]、[E]
 - (2) 様式第2号 委任状
※契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること。
 - (3) 様式第3号 営業所等所在調書
※東広島市内に営業所等を有する者（東広島市内に本店を有する者を除く。）のみ提出すること。
 - (4) 様式第4号 同意書（法人又は個人事業主のもの）
※東広島市に納税義務を有しない者であっても提出すること。
- 2 営業上必要とする資格（許可証、登録証、証明書等）の写し
- 3 東広島市税納税証明書（滞納のない証明書）（複写可）
※東広島市に納税義務を有する者のみ提出すること。
※申請日前3か月以内に発行されたもの。
- 4 消費税及び地方消費税の納税証明書（複写可）
※国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書
※申請日前3か月以内に発行されたもの。
- 5 財務諸表（直前1年分）（複写可）
※法人 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書
※個人 事業年度の損益計算書・貸借対照表
※青色申告者は青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表）
※白色申告者は収支内訳書
※直前1年のものを提出すること。
※申請までに直前年度の財務諸表が未作成の場合は、前年分を提出すること。
※会社法上の会社でない法人は、その所管する法律により作成が義務づけられている決算書類を提出すること。
- 6 登記事項証明書（複写可）
※法人 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
※個人 身分証明書等（本籍地市町村で発行）
※申請日前3か月以内に発行されたもの。
- 7 印鑑証明書（複写可）
※申請日前3か月以内に発行されたもの。
- 8 障害者雇用認定申請書
※東広島市から、物品調達等及び委託役務における障害者多数雇用事業所としての認定を受けたいことを希望する者のみ提出すること。
- 9 競争入札参加資格承継承認通知書送付用返信封筒
※長形3号の封筒に宛先を記入し、110円の郵便切手を貼付したもの。

競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

東広島市長 様

承継人 所在地
商号
代表者

被承継人 所在地
商号
代表者

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

①被承継人の競争入札参加資格登録番号	
②承継人の競争入札参加資格登録番号	
③承継人の許可（登録）の種類	
④承継した営業の種類	物品調達等の名称
	委託役務の名称
⑤承継年月日	年 月 日
⑥資格承継理由（営業の移転に至った経緯）	

注1 相続により競争入札参加資格を承継しようとする場合は、被承継人の記名は不要とする。

2 この①及び②の欄の登録番号とは、物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格の登録番号をいう。

3 ③の欄は、物品調達等及び委託役務に係る資格要件となっている許可（登録）の内容を記入すること。

4 ⑥の欄は、資格承継の原因となる営業の移転理由について、移転の形態（営業譲渡、合併等）及び移転に至った経営上の経緯を含め、具体的に記入すること。

競争入札参加資格承継承認通知書

東広契 第 号
年 月 日

承継人 所在地
商号
代表者

様

東 広 島 市 長

年 月 日付けで申請のあった競争入札参加資格の承継を承認したので、
通知します。（なお、被承継人に対し認定している競争入札参加資格については、年
月 日付けで取り消します。）